

経済産業省

平成 16・11・19 原院第 3 号

平成 16 年 11 月 19 日

保安規程の変更命令基準（内規）

経済産業省原子力安全・保安院



鉱山保安法第 20 条に基づき、経済産業大臣が保安規程の変更を命ずる際の基準を次のように制定する。

1. 記載内容が現況調査の結果を踏まえておらず、保安のため適当でないと認める場合
 - (1) 現況調査の結果が保安規程に適切に反映されていない場合
 - (2) リスクマネジメントの手法としての、保安確保措置を状況に応じて見直すシステムが適切に構築されていない場合
 - (3) 鉱業権者の講ずべき措置内容が措置事例以外の場合は、それが措置事例の内容と同等以上であることを実証するなどにより自ら確認していない場合
2. 記載内容が鉱山保安法令に適合していない場合
 - (1) 保安規程が保安規程に記載すべき事項に基づいて記載されていない場合
 - (2) 各事項の記載内容が鉱山保安法令に適合していない場合
3. 保安のため必要があると認める場合
 - (1) ある鉱山で発生した重大災害について、他の鉱山での類似災害の発生を防止するため、改善策を講じさせる必要がある場合
 - (2) 保安に関する先進的な技術が開発され、それを導入させる必要がある場合など

附則 この基準は、制定の日から施行する。

1. *Pharmaceutical industry* – The pharmaceutical industry is the largest of the three industries, with sales of \$10.5 billion in 1997. It is the only industry that has a significant presence in all three markets.

[illegible]

保安規程の変更命令の基本的な考え方について

平成16年11月
鉱山保安制度審議室

1. 改正鉱山保安法における保安規程の変更命令に関する規定

改正鉱山保安法（平成16年6月9日公布、以下「法」という。）第20条において、経済産業大臣による保安規程の変更命令に関する規定が置かれた。命令の要件として次のいずれかに該当する場合に保安規程の変更命令を行うことができるとされた。

要件1：現況調査の結果に照らして保安規程の内容が保安のため適当でないと認めるとき

要件2：保安のため必要があると認めるとき

【参考】改正鉱山保安法

第二十条 経済産業大臣は、第十八条の規定による調査の結果に照らして保安規程の内容が保安のため適当でないと認めるとき、その他保安のため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、保安規程の変更を命ずることができる。

2. 保安規程の変更命令を発動する場合に考慮すべき事項

(1) 今回の法改正が、「国の関与の在り方を見直し民間の自主性を活かした保安確保への取り組みを可能とする」ことを目的の一つとしている。このため、新しい保安規程は、鉱山の現況を最も熟知している鉱業権者が自ら積極的に危険の把握を行い、それに対する保安確保措置を立案し、その内容を保安規程に定めるものとされ、取扱いも認可制から届出制に変更された。

(2) このことから、保安規程の変更命令を行う場合は、鉱業権者の積極的な自主保安に対する取り組みの妨げにならないよう考慮することが

求められ、変更命令の発動を必要最小限とし、かつ、発動の根拠を明確にすることが必要である。

3. 保安規程の変更命令基準についての基本的な考え方

上記1. 及び2. を踏まえ、保安規程の変更命令基準は、以下の場合とすることが適当と考えられる。

(1) 記載内容が現況調査の結果を踏まえておらず、保安のため適当でないとする場合

- ・ 現況調査の結果が保安規程に適切に反映されていない場合。
- ・ リスクマネジメントの手法としての、保安確保措置を状況に応じて見直すシステムが適切に構築されていない場合。
- ・ 鉱業権者の講ずべき措置内容が措置事例以外の場合は、それが措置事例の内容と同等以上であることを実証するなどにより自ら確認していない場合。

(2) 記載内容が鉱山保安法令を遵守していない場合

- ・ 保安規程が保安規程に定めなければならない事項に基づいて記載されていない場合。
- ・ 各事項の記載内容が鉱山保安法令を遵守していない場合。(特に中小鉱山の鉱業権者に対して、要求される鉱山保安法令の事項を明確にし、確実な保安規程の作成に寄与するため、保安規程に記載する措置内容のうち、法令に関連した部分のみを示した「保安規程の法令適合性確認事項」を作成する。)

(3) 保安のため必要があると認めるとき

- ・ ある鉱山で発生した重大災害について、他の鉱山での類似災害の発生を防止するため、改善策を講じさせる必要がある場合。
- ・ 保安に関する先進的な技術が開発され、それを導入させる必要がある場合。

など。

以上